

<書評と紹介> 岡本勝著『アメリカにおける タバコ戦争の軌跡：文化と健康をめぐる論 争』

Yamaguchi, Kazuomi / 山口, 一臣

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

698

(開始ページ / Start Page)

70

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

2016-12-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013542>

岡本 勝著

『アメリカにおける タバコ戦争の軌跡』

——文化と健康をめぐる論争』

評者：山口 一臣

1

「すべての人に健康を！」をスローガンとして1948年に設立された国際連合の専門機関である「世界保健機関」(the World Health Organization: WHO)は、1970年頃からタバコ使用——主に紙巻きタバコの喫煙——に反対する姿勢をとりはじめ、1988年には「世界禁煙デー」を定めることで、その立場をいっそう鮮明なものとした。1999年、WHOはタバコの有害性が世界中で7万編を超える論文によって証明されてきたと報告する一方で、21世紀に向けて反喫煙キャンペーンを地球規模で行うと宣言した。また2003年5月に開催されたWHOの第56回総会において、地球規模でタバコの消費量を減らすことを目的とした「タバコ規制枠組条約」が採択され、2005年2月27日にこの条約は発効した。2011年5月の時点で172カ国が締約国になっており、それらの国には条約の発効から3年以内に、①健康被害が少ないと誤解を与えかねない表示をしない、②包装面積の3割以上を用いて、健康被害の警告表示の掲載を求めるなど、さまざまな義務が課されている。その他、発効後5年以内に、タバコの広告や販売促進などを全面的に禁止し、規制の実施措置を取るよう求められ、法律の整

備を行って、未成年者の自動販売機によるタバコ購入を防ぐことも要求される。タバコに対する課税率引き上げの要検討、「マイルド (mild)」「ライト (light)」などの表示規制は、各国の自主判断に任される。このように、WHOが反喫煙の姿勢を明確にするようになった背景には、国際連合に大きな影響力をもつ先進国において、喫煙は国民の健康に被害を与えるという議論が、20世紀の後半以降に活発に行われてきた状況があった。なかでもアメリカは、葉タバコの一大生産国であり、また世界有数のタバコ製造会社を国内にかかえながらも、喫煙に対する規制が比較的早い時期から行われた国として、日本を含む多くの国々のタバコ事情に影響を与えてきた。

こうした時、アメリカの禁酒法の研究者として定評のある広島大学の岡本勝教授による大著『アメリカにおけるタバコ戦争の軌跡——文化と健康をめぐる論争』(ミネルヴァ書房)が、2016年5月に刊行された。著者は、本書の「あとがき」において、「筆者が、酒類の規制からタバコの規制へと研究テーマを変えて十数年が経過した。退職まで1年を残して、ようやくこのテーマで行ってきた研究を一冊の本にまとめることができ、1つの区切りがついた。」と記しているが、まず本書の概要を簡単に要約しておこう。

2

序章では、19世紀末に開始された反紙巻タバコ運動から現代のアメリカ・タバコ戦争に至る軌跡を究明する本書の各章の概要が、Kluger, Richard. *Ashes to Ashes: America's Hundred Year Cigarette War, the Public Health, and the Unabashed Triumph of Philip Morris*. New York: Vintage Books, 1996. (たばこ総合研究センター訳『灰から灰へ——フィリップ・モリ

ス経営史と米国喫煙健康問題史』(上・中・下) (勸たばこ総合研究センター, 2002年) など数冊の主要先行研究を紹介しながら簡潔に記述されている。

第1章では、アメリカで酒類とタバコは「双子の悪魔」として嫌悪の対象となり、特に紙巻きタバコは「棺の釘 (コフィンズ・ネイル)」とか「悪魔の爪楊枝 (デビルズ・トゥースピック)」と呼ばれていたが、1890年設立のアメリカン・タバコ社がボンザック紙巻機の導入により低価格シガレットの大量生産に成功すると、パイプ・タバコや葉巻に対するこの「女々しいタバコ」は、女性、年少者、移民労働者など社会の非主流派に属する人たちのあいだで流行していった過程が明らかにされている。次いで、ワシントンやイリノイなど14州と1准州において「紙巻タバコ販売等禁止法 (シガレット・プロヒビション: CP法)」が成立して初期の反紙巻タバコ運動が開始されたが、第1次大戦期にシガレットが年齢や性別や職業に関係なく国民のあいだで広く流行し始めると、その結果、州CP法を求めたこの運動は次第に停滞を余儀なくされていった経緯が解明されている。

第2章では、紙巻きタバコの人気を着着していく1920年代までの時代に焦点をあてながら、アメリカ社会における女性とタバコの間を歴史的に考察している。紙巻きタバコが、第1次大戦時に慰問品として戦場へ大量に届けられたため、それを喫煙する習慣を身につけた若い男性兵士が帰還後も使用したこと、戦争が醸しだす堅苦しい雰囲気からの解放感と、使用するための準備や後始末に手間がかかるパイプ・タバコや喫煙時間の長い葉巻と比べ、紙巻きタバコは携行が容易で扱いやすく戦場には最も適していたこと、さらに進歩的な女性による男女平等を求める風潮などから、農村地帯に住む女性の喫煙率は8.6%であったのに対して、人口10万

人以上の都市に居住する女性のそれは30%を超えており、全国平均は18.1%でその後も上昇傾向にあったことも、生活の必需品ではなかった紙巻きタバコが売り上げを大きく伸ばした1つの要因であったことなどが明らかにされている。

第3章では、1911年に連邦最高裁判所の「シャーマン反トラスト法」違反でタバコ独占企業アメリカン・タバコ社に対する解体命令が下された以降、紙巻きタバコ市場での競争が激化して多様な広告手段の重要性が高まったことが指摘されている。その結果、新たにラジオによる「直接的な広告」と映画による「間接的な広告」などにより、R・J・レイノルズ社のキャメル、リゲット社のチェスターフィールド、アメリカン・タバコ社のラッキーストライクが、全国的な紙巻きタバコ三大銘柄として確立され、1925年にこれらの銘柄は合計で82.3%のシェアを占めるに至り、その後4半世紀にわたって60%以上を常に維持し続けたことが明らかにされている。また、因習からの解放を求めて積極的に行動する「フラッパー」と呼ばれた若い女性が登場すると、長いあいだタバコ使用がタブー視されてきた女性をターゲットにした広告戦略も展開され、「お菓子の代わりにラッキーストライクを手にしよう！」(キャンディ類のような甘味のは肥満の原因であるという訴求を意味して「シガレット・キャンディ戦争」が話題となり、女性の喫煙を積極的に勧めたキャッチフレーズとしても有名)などの具体的事例が紹介されている。

第4章では、反紙巻タバコ運動が第2次大戦後に再び注目されるようになったが、しかしこのとき、以前のような社会的、政治的、経済的および道徳的な議論ではなく、医学的な議論を中心に活動が行われたことが明らかにされている。シガレット喫煙に対する保健の見地からの

初期タバコ不健康言説については19世紀の中頃以降にまで遡るが、1953年にウィンダーとグレイアムが一連の動物実験の結果を報告（ニューヨークの癌メディカルセンターであるスローン・ケタリング研究所の協力を得たため、「スローン・ケタリング報告」と呼ばれる）して以後に喫煙肺癌原因説が勢いを増し、次いで1964年に厚生省公衆衛生局医務長官ルーサー・テリーが喫煙と肺ガンなど疾病との因果関係を公式に認める報告書を公表して、20世紀後半には公衆衛生の改善という観点から政治による介入を受けるようになった過程が解明されている。

第5章では、1964年の「公衆衛生局医務長官諮問委員会報告書」が契機となり、翌年の1965年に、紙巻きタバコのパッケージに健康被害に注意を促す文字を印字することを義務づけた「連邦紙巻きタバコ表示広告法」、次いで1970年には、テレビやラジオによるタバコ広告を1971年以降禁止した「公衆衛生紙巻きタバコ喫煙法」が成立された過程を、規制を推進した側だけではなくそれに反対した側、つまりタバコ業界の戦略にも焦点をあてながら、現代タバコ戦争の最初の争点として考察している。この時期にタバコ業界が用いた戦術は、業界協調による広報活動の企画やロビー活動のほか、フィルターつきのタバコを増産すること、低タールを強調しながら若いスポーツ選手を登場させて健康的なイメージを伝える広告を氾濫させることであり、それらは業界が危惧していたタバコ離れを阻止することに一定の効果があったと指摘している。

第6章では、「現代タバコ戦争」の転換点としての1980年代について、①喫煙がタバコを吸う本人だけではなく周囲にいる吸わない人の健康をも損ねること（「受動喫煙の危険性」と）、②タバコに含まれるニコチンという物質

が、禁煙したくてもそれを困難にする依存作用を生じさせること（「ニコチンの依存作用」）の以上2つの問題が、1986年と1988年の公衆衛生局医務長官報告書の中でそれぞれ公式に認知されるようになったことが指摘されている。これにより、喫煙は「自発的な自由な行為」であるとするタバコ会社の長年の主張が説得力を欠くものとなり、アメリカ国内での1980年に国民1人あたりの紙巻きタバコ消費量は年間約3,800本であったものが、その後の10年間で約3,000本へと減少していったことが明らかにされている。

第7章では、アメリカで受動喫煙が問題視されるようになった1970年代以降、タバコ増税と公共の屋内空間での喫煙規制が、連邦、州、自治体の各レベルでさかんに議論されるようになった過程が検討されている。増税立法や、「エレベーター、図書館、屋内の劇場、博物館、音楽堂、政府関連の建物、医療施設、州境を越えないバスや鉄道や航空機を含む公共交通機関では喫煙が禁止されるか、分煙が可能ならば喫煙スペースを設置する」という「屋内清浄空気法」は、必ずしも連邦規制や州議会の審議ではなく、住民投票という直接民主主義の手法を最初に用いた州であるカリフォルニアに注目しながら、反タバコ派と親タバコ派がどのような戦略で、それらを実現もしくは阻止しようとしたのかについても考察している。さらに、喫煙率の低下は内的要因、つまり国民の多くが健康を損なうのを恐れて自らの意志で禁煙したことにもよるが、増税や喫煙を規制するためのさまざまな立法もまた、外的要因としてこの動きを加速していった点も指摘されている。

第8章では、「現代タバコ戦争」における司法の場での戦い、つまり健康被害を受けたと考える喫煙者が、タバコ会社に損害賠償を求めた個人訴訟に焦点をあてている。第1波タバコ訴

訟（1950～70年代）を代表するラティーン事件（1899年以來50年以上にわたり、リゲット社とR・J・レイノルズ社のシガレットを吸ってきたラティーンが喫煙により肺と喉頭癌にかかって死去したとして、遺族が賠償を求めて1955年に提訴、1961年に却下された事件）や、第2波タバコ訴訟（1980年代）を象徴するチポロン事件（1942年以來、1984年に58歳で死去するまで約40年間、リゲット社のチェスターフィールドを吸い続けて肺癌死したチポロン夫人の遺族が1983年に提訴、1990年に終了した事件）などの事例が紹介されているが、この第1波・第2波の期間中に数百件の個人訴訟が行われたが、そのうち23件のみが実際に法廷で争われ、いずれの事件においても、喫煙者自身が喫煙の危険性を承知で喫煙したとして、裁判所はタバコ会社に対して製造責任を問うことに消極的であり、結局、1セントの損害賠償金も支払われなかったことが明らかにされている。

第9章では、喫煙によって健康被害を被ったと考える多数の人たちに原告として参加するよう呼びかける「集団訴訟」と、アメリカの多くの州が貧困層などへの医療費補助制度である「メディケイド」の負担増大に悩んでいたため、喫煙が原因とされる疾病の治療費をタバコ会社にも一部負担させることを目的に、各州の司法長官を原告として提訴された「医療費求償訴訟」に焦点をあてながら、現代タバコ戦争の重要な局面であった1990年代の第3波タバコ訴訟を考察している。集団訴訟（クラス訴訟）は共通の権利侵害を被った人々のグループ（クラス）の構成員が、被害者全員のために提訴するのを可能にする制度であったが、その代表的事例であるカスタノ事件（1995年、喫煙者の夫を肺癌で亡くしたデイン・カスタノらが、タバコ会社10社とタバコ協会を被告として損害賠

償を請求した事件）やプロイン事件（1997年、13年間「アメリカン航空会社」で客室乗務員として勤務し、1989年に肺癌を発症したノーマ・プロインを含む25人が、受動喫煙によって健康を損ねたとする客室乗務員を代表して、大手タバコ会社6社に損害賠償を求めた事件）でも被告優位の立場は変わらなかった。

また、ミシシッピ州から始まる一連の州政府による医療費求償訴訟が検討されているが、この訴訟はその継続を望まない被告側と、早期決着を望む原告側の双方によって舞台は連邦議会に移り、1997年7月に発表された歴史的な「タバコに関する連邦包括合意」の成立となった。この「包括的和解」の顕著な特徴は、大量の訴訟を前に破産必至を恐れたタバコ会社による不法行為訴訟の制限にあり、第3波のタバコ訴訟は、確かにタバコ業界を苦境に追い込むことになったが、反喫煙急進派が目指したタバコ業界を解体させるところまでには至らず、結果としてタバコ業界が許容できる、つまり存続できる範囲の賠償金額で和解が成立したことを明らかにしている。

3

本書の第1の貢献は、アメリカにおける禁煙運動や「喫煙と健康」論争、つまりタバコ戦争が、発癌物質をめぐる医学会、州政府・連邦政府とタバコ業界、および喫煙者個人への影響などを中心として、医学的論文による告発時代（1930～50年代、第4章）〈学〉→政府による法的規制の時代（1960～70年代、第5章、第6章、第7章）〈官〉→喫煙者によるタバコ訴訟の時代（1980～90年代、第8章、第9章）〈民〉へと重点を移行しつつ進展していった過程を明らかにした点である。特にタバコ訴訟の時代を、第1波（1950～70年代）、第2波（1980年代）、第3波（1990年代）の3つに時

期区分し、各時代における代表的な個人訴訟や集団訴訟事件、および医療費求償訴訟の具体的な事例を豊富な1次・2次史料を駆使して詳細に解明した点は評価できる。さらに、社会文化的な秩序の維持を目指した初期反紙巻タバコ運動の開始と各州におけるシガレット・プロヒビション法の成立やその執行状況、第1次大戦後に州CP法が停滞していく過程を究明した第1章も注目されてよい。

第2の貢献は、第1次大戦後の1920年から1928年までに、パイプ・タバコは9%、そして葉巻は20%も生産量が落ち込んだのに対し、南北戦争期に出回りはじめた紙巻きタバコが、1920年代以降に最も消費されるタバコ形態の主流となって大衆消費社会を象徴する製品となった要因を探りながら、その過程でタバコ業界各社の広告戦略がそれらの要因とどのように関わっていたのかを解明した点である。第3章では、アメリカン・タバコ社による初期の紙巻きタバコ広告、タバコ企業上位3社による紙巻きタバコの全国ブランド化、ラジオや映画の新しいメディアによるタバコ広告などが考察され、また第6章では、「自発的で自由な行為」としての喫煙を象徴する広告として有名なフィリップ・モリス社の「マルポロ・マン」の登場をあげ、その結果、1954年に国内第5位の紙巻きタバコ会社であったフィリップ・モリス社は1971年に第2位へ、そして1983年には1958年以来首位を守ってきたR・J・レイノルズ社を抜いて第1位の市場占有率を得るタバコ会社になったことが指摘されている。さらに第2章では、タバコ使用は貞節を重んじ純真であるべき貴婦人にはふさわしくない神を冒瀆する行為として極力慎むべきであるという従来の考えかたから、女性の職場進出や女性参政権が認められた1920年代以降、このような保守的考えかたを支持するものは少数派となり、タバコ

会社各社が女性をターゲットにする広告を巧みに行って売り上げを伸ばそうとしたことを明らかにし、これまで十分に語られることのなかった論点を取り上げた点も評価できる。

本書の第1の課題は、アメリカにおけるタバコ戦争の軌跡の究明が19世紀末から1990年代までに止まっている点である。喫煙に対する風当たりがますます激しくなっているアメリカではタバコ規制がさらに進み、喫煙者に厳しいアメリカ社会の現状があつて早急な対策が求められている。アメリカ第2位のドラッグストアチェーン「CVS Caremark」が、アメリカ国内約7,600店舗でタバコの販売を中止したと発表した。CVSは2016年2月、米国での喫煙規制強化の流れを受け、タバコ製品の販売を10月12日までに中止すると発表していた。たばこ販売中止によるコストは、年間売上高で約20億ドル程度で、2016年の1株当たり利益で0.06～0.09ドルとの見方を示した。今回の販売中止について、ホワイトハウスも「力強い前例となる。他の企業も後に続くよう望んでいる」と歓迎する声明を発表した。2013年の米成人喫煙率は17.8%で、2005年の20.9%、政府が統計を開始した1965年の42.4%から大きく低下した。喫煙率は、大卒以上で7.9%、大学入学で19.7%、高卒で26.4%、高卒未満で26.5%と、学歴が低くなるほど増えていた。また低所得の人たち、ゲイやレズビアン、同性愛者、性転換者の喫煙率が高く、タバコ業界はそうした人々をターゲットにしているという。最近では、嫌煙傾向がさらに強まり、喫煙者は就職できない、あるいはタバコを吸うと解雇されるといった事例も出てきている。バラク・オバマ米大統領は2016年6月、政府にタバコメーカーを規制する強力な権限を付与する「新タバコ規制法案」に署名した。これにより食品医薬品局は、タバコ製品に含まれるタールとニコチンの量や若者

向け広告の制限、新製品の販売許可における権限が付与される。また「マイルド」や「ライト」といった健康被害が軽くなるかのような宣伝や、学校の周辺での屋外広告も禁止される。嫌煙団体によると、全米でタバコ関連死が年間40万人減少し、医療費も年1千億ドル（約9兆8千億円）削減できるという。喫煙に厳しい都市ニューヨーク市では禁煙撲滅運動が盛んで、2002年からはレストランやバーをはじめ、オフィスビルなど室内での完全禁煙が義務付けられている。2011年に公園やビーチ、マリナー、ボードウォーク、歩行者用の広場といった公共の場所での喫煙を禁じる条例にも署名した。今ではニューヨークのタバコの値段は、1箱12～15ドル（約1,310～1,640円）と、米国内でも最も高い水準になった。1箱あたりの平均価格が5ドルであった2000年に比べ、ニューヨークのタバコ価格は、過去10年間で2倍以上の値上がりとなった。新たに登場した「電子タバコ」と呼ばれるものは、一般的に、タバコ葉等から作成するニコチンに香料などを混ぜた溶剤を、電気を利用し気化した蒸気を摂取する製品である。燃焼性の装置でないため、紙巻きタバコ等で問題となるタールや有害な副流煙の発生が少ないことから、通常のタバコよりも健康被害が少ないという意見がある一方、危険性を軽く見るべきではないという意見もある。また電子タバコの溶剤には、フルーツやお菓子等のさまざまな風味が添加されているものも多いため、若年層が手に取りやすいという危惧や、このような若年層が電子タバコを経て、タバコの喫煙へと進む危険性を指摘する意見もある。ニューヨーク市で2016年6月、市内のレストラン、バー、公園、ビーチなどの公共の場での電子タバコの使用を禁止する条例が発効した。これにより、市内の飲食店、公園、ビーチなどの公共の場で、電子タバコを使用した場

合、処罰の対象となる。個人の違反者にはタバコと同様に、最高100ドルの罰金が、小売店や企業には初犯の場合200～400ドルの罰金が科される。東部ニュージャージー州など複数の州が既に同様の禁止措置を導入済みで、食品医薬品局も電子タバコ規制を検討する方針だ。アメリカにおけるタバコ戦争の歴史的軌跡については、このような現代的視点からの現状分析や将来展望との関連からも検討されるべきであろう。

第2の課題は、著者が本書の終章「生き残りをかけた戦い」において、国民の喫煙率が低下する状況に対処する手段として、アメリカのタバコ会社は、①タバコ製造に特化していた従来の事業形態をあらため、他業種に進出する多角化によってリスクの分散を図ること、②販売量が落ち込んだ国内市場の代わりに、海外市場を開拓して輸出を増やすという2つの戦略を選択したことを、フィリップ・モリス社とR・J・レイノルズ社の事例をあげて簡潔に要約している。また、専売制度廃止後に誕生した「日本たばこ産業株式会社」(JT)が、1999年にR・J・レイノルズ社の海外販売部門を買収したことをあげ、アメリカ・タバコ市場の競争が国内競争からグローバル競争へと進展したことも指摘している。米国タバコ産業の約90年の発展の歴史を、アメリカにおける禁煙運動の展開過程との対比で見ると、第1期（1911～57年、アメリカン・タバコ社の時代）、第2期（1958～82年、R・J・レイノルズ社の時代）、第3期（1983年～現在、フィリップ・モリス社の時代）と市場占有率のトップ企業が次々に変遷していく3つの時代に時期区分でき、外部環境が目まぐるしく変化する時代においては、いかに迅速で的確な戦略を展開することが企業の盛衰を左右するものであるかを示しているといえよう。売上高の世界第1位シガレットメーカーであるフィ

リップ・モリス社は、2000年にナビスコ社を買収してクラフトフーズの一部とし、2003年にフィリップ・モリス社の親会社の社名をアルトリア・グループ（社名の「アルトリア」はラテン語の Altus から来ており、高い（high）を意味し、「さらなる高みを目指して」という希望が込められている。）に変更してタバコ専門企業から総合食品企業への脱皮を鮮明にしたが、2008年にはフィリップ・モリス・インターナショナルをスピノフさせて、同社が北米のみでタバコ事業やアルコール事業を展開している。またBAT（British American Tobacco 売上高世界第2位の英シガレット・メーカー、世界第3位は日本のJT）の主導により、同社の子会社ブラウン&ウィリアムソン社とレイノルズ社が2004年に合併してレイノルズ・アメリカン社となるなど、アメリカ・タバコ産業では業界再編の動きも見られる。アメリカ・タバコ業界各社の「生き残り戦略」については、このようなシェア・トップ企業がめまぐるしく変動

する原動力となった多角化や海外戦略の成功と失敗要因や業界再編の動向などの論点からも再検討されるべきであろう。

こうした課題はあるものの、本書がアメリカのタバコ業界やタバコ戦争に関心を持つ者にとって必読の書であることに変わりはなく、強く一読をお薦めする所以である。著者の前著『アメリカ禁酒運動の軌跡——植民地時代から全国禁酒法まで』（ミネルヴァ書房、1994年）を一般読者向けに要約した『禁酒法——（酒のない社会）の実験』（講談社現代新書、1996年）は、実に楽しく有益な良書であった。読破するのにかなりの時間と労力を要する本書についても、同様の新書版が刊行されることを期待したい。

（岡本 勝著『アメリカにおけるタバコ戦争の軌跡——文化と健康をめぐる論争』（ミネルヴァ書房、2016年、xiv + 388 + 40頁、定価6,500円+税）

（やまぐち・かずおみ 成城大学名誉教授）